

令和7年度第5回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和7年8月25日(月) 午後2時
 召集場所 清須市役所北館2階 第1会議室・第2会議室
 開 会 令和7年8月25日(月) 午後2時
 出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 温司	○	3. 丹羽 保宏	○	4. 横井 満之	○
5. 中野 浩光	○	6. 三宅 正恭	○	7. 石塚 晴郎	○	8. 岩田 房喜	○
9. 鈴木 正	○	10. 後藤 善一	○	11. 星野 清明	○	12. 水野 格廉	○
13. 小島 慶久	×	14. 木村 実勇喜	○				
農地利用最適化推進委員							
15. 鈴木 朝明（北部）	○	16. 渡邊 由美子（西部）	○	17. 堀田 啓（南部）	○		

計 16 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

主 事 高味 俊夫
 主 事 宮下 彩乃

議 事 日 程

1 提出案件

(1) 議決案件

~~議案第12号 農地法第5条の規定に係る許可申請~~ 1件

議案第13号 農用地利用集積等促進計画策定の要請 6件
 (一括契約)

議案第14号 農用地利用計画変更の申出 5件

(2) 報告案件

報告第10号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 2件

報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 15件

2 その他

- ・ 農地パトロールについて

会 長 皆さん、こんにちは。

8月も残りわずかとなりましたが、まだ日中は厳しい暑さになります。外での作業の際は、熱中症に十分注意してください。

では、只今から、令和7年度第5回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は13番 小島委員より事前に欠席の連絡がありましたが、13名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は6番 三宅 正恭（みやけ まさやす）委員と7番 石塚 晴郎（いしづか はるお）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりですが、変更点がございますので、そちらについて、事務局に説明を求めます。

事 務 局 議決案件議案第12号農地法第5条の規定に係る許可申請1件についてですが、事務局に申請書の提出後申請者より取り下げがございましたので、議案第12号は廃案にさせていただきます。申請書の内容は事務局で確認しておりますが大きな問題はないかと思われます。9月になりましたら同じ案件で出す予定でおりますのでよろしくお願いいたします。

会 長 以上でございますので、事前にお配りしておりました次第から議決案件議案第12号農地法第5条の規定に係る許可申請について今回取り下げとして議案第13号農用地利用集積等促進計画策定の要請6件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案書2ページをご覧ください。

こちらは農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地利用集積等促進計画を定めることを基金に要請するため、審議をお願いするものです。

申請番号R7-7についてです。

こちらは、西春日井農協が地権者と耕作者の使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この促進計画を公告することにより権利が発生しま

す。利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権利は使用貸借権で期間は10年間となっております。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

木 村 委 員 この案件の地元は木村委員になりますが、
問題ございません。

伊 藤 委 員 耕作者はどれくらいの規模で行っていますか？

事 務 局 今手持ちの資料がないのですが、北名古屋を中心に行っており、その周辺部として清須市でも農地を探しているというお話があるので、草生えなどがあるところとご紹介させていただいているところです。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

それでは、続きの説明を事務局に求めます。

事 務 局 続きまして、申請番号 R7-8 についてです。

こちらは、西春日井農協が地権者と耕作者の使用貸借について権利利用調整を行ったものです。

利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権利は使用貸借権で期間は10年間となっております。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

星 野 委 員 この案件の地元は星野委員になりますが、
問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

それでは、続きの説明を事務局に求めます。

事務局 続きまして、議案書 3 ページをご覧ください。申請番号 R7-9 についてです。

こちらは、西春日井農協が地権者と耕作者の使用貸借について権利利用調整を行ったものです。

利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権利は使用貸借権で期間は 10 年間となっております。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

星野委員 この案件の地元は星野委員になりますが、問題ございません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

それでは、続きの説明を事務局に求めます。

事務局 続きまして、申請番号 R7-10 についてです。

こちらは、西春日井農協が地権者と耕作者の使用貸借について権利利用調整を行ったものです。

利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権利は使用貸借権で期間は 10 年間となっております。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

木村委員 この案件の地元は木村委員になりますが、問題ございません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

それでは、続きの説明を事務局に求めます。

事務局 続きまして、議案書 4 ページをご覧ください、申請番号 R7-11 についてです。

こちらは、西春日井農協が地権者と耕作者の使用貸借について権利利用調整を行ったものです。

利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権利は使用貸借権で期間は 10 年間となっております。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

木村委員 この案件の地元は木村委員になりますが、問題ございません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

それでは、続きの説明を事務局に求めます。

事務局 続きまして、申請番号 R7-12 についてです。

こちらは、西春日井農協が地権者と耕作者の使用貸借について権利利用調整を行ったものです。

利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権利は使用貸借権で期間は 10 年間となっております。春日上河原・春日河原は星野委員、春日神明・春日砂賀東は小島委員、春日天神・春日野田町は木村委員の担当地区となります。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は、星野委員、小島委員、木村委員になります。

代表して星野委員の意見をお願いします。

星野委員 問題ございません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とし

て、回答することといたします。

続きまして、【議案第 14 号】農用地利用計画変更の申出について 5 件を議題といたします。

事務局 まず、清須市では、清須農業振興地域整備計画を作成しています。この計画の内容は、青地農地を定める計画で、この先 10 年間を計画期間とし、5 年ごとに見直しすることとなっています。令和 2 年度に見直しを行っており、5 年後の令和 7 年度、見直し作業を行っているところです。

つきましては、今回、見直しにあたり、清須市から編入を 1 件、除外 4 件について審議をお願いするものです。

それでは、議案書 5 ページ、机上配布しています農地利用計画変更（案）図をご覧ください。申請番号 R7-1 所在、地番、地目、面積については、議案書のとおりです。

本件は令和 3 年に農振除外の申出がされ、計画変更に至りましたが、その後、事業計画の中止が決定し、令和 5 年 5 月に本会にて再編入について承認しています。

編入の手続きを進めるうえで、愛知県の編入同意を得る段階で、次回の整備計画書の見直し時に編入することと協議がされましたので、今回、改めて編入の計画変更の申し入れを行うものです。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

後藤委員 この案件の地元は後藤委員になりますが、宮重は 7 割方青地で、市議会委員の方にも相談しておりますが進展がない状況です。5 年に 1 回元に戻す機会があるという話で皆さん設定したそうですが、なかなか変わらないので解決して欲しいと言われております。出来るのなら全部白地にしていただきたいです。

事務局 追加で説明させていただきますと、今回の除外されている土地は、転用目的が携帯電話の基地局だったため、面積が小さいです。一筆の面積は議案書に記載した通りで、現在はその一筆で農地として利用されています。除外されている面積以外は青地として現計画があるため、仮に転用しようとした場合、この除外された面積だけあったとしても、他が青地なので除外申出をしていただく必要があります。また周辺の農地もすべて青地になっているので、ここだけを抜いておくのは行政計画を立てる立場としても似つかわしくなくすし、以前に農業委員会で転入のご承認をいただいているところであれば土地所有者の周辺のご意見もあるとは思いますが、一度青地に戻し、開発の計画

など何かあれば除外を改めて農業委員会で諮らせていただければと思います。

会 長 他にご意見などありませんか。

伊 藤 委 員 元々あった工事計画は何ですか？

事 務 局 基地局になります。

会 長 今は立っていますか？

事 務 局 今は立っていないです。アンテナを立てる計画自体、除外の申請だけして農地転用の申請までいかなかったのが事務局としては一旦もとの形に戻して、新たな開発計画があった際にまたそこを除外させていただきたいと思っています。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事 務 局 続きまして、番号 R7-2 所在、地番、地目、面積については、5-1 ページの別紙のとおりです。今回計画変更にあたり、農用地区域の周辺部にあり、図書館等の公共施設に囲まれ周辺農地と一体的な利用が困難な 30a 以下の農地について、除外するものです。転用計画はなく、土地利用は農地のままです。

また、合わせて申請番号 R7-3 所在、地番、地目、面積については、5-1 ページの別紙のとおりです。こちらでも今回計画変更にあたり、農用地区域の周辺部にあり、図書館や保育施設に囲まれ周辺農地と一体的な利用が困難な 30a 以下の農地について、除外するものです。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件の地元は星野委員になりますが、

星 野 委 員 問題ありません。

鈴木推進委員 作付けはされていないですね。

星 野 委 員 作付けはされていませんが、トラクターはかけてあります。

会 長 事務局から説明を受けましたが、なぜ青地から白地に変更しなければいけないのか意味があまりわかりません。土地利用は変わらないのに除外する必要がありますか。

伊 藤 委 員 清須農業振興地域整備計画の見直しで全区域を見てこの様な箇所が 4 箇所あったということですか？

事 務 局 基本的に全部見直しをする必要性がありまして、同じものがあれば同じように除外していくべきですが、数が多いため今回は昨年から選定した中で選んだものになります。

伊 藤 委 員 判断基準が非常に曖昧で不公平感がありませんか？

事 務 局 今回の選定基準は、行政施設、図書館や保育園などの周辺に的を絞らせていただきました。行政が開発したことによって、一団の農地の端で分断されてしまっている土地を選定しています。

伊 藤 委 員 そうゆうことであれば、わかりました。

鈴 木 正 委 員 青地から白地に変わるのに伴って、その土地の評価も変わってくるのではないですか？

会 長 それは税金の話ですか？

鈴 木 正 委 員 そうです。白地と青地で同じ税金ですか。

事 務 局 税金の詳しいところまでは分かりませんが、固定資産の評価と実際の売買価格は違いますので、実際の売買価格になれば青地の方が当然低いのはみなさんご承知のとおりだと思います。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事 務 局 続きまして、申請番号 R7-4 所在、地番、地目、面積については、5-1 ページの別紙のとおりです。今回計画変更にあたり、農用地区域の周辺部にあり、用水路や宅地に囲まれ周辺農地と一体的な利用が困難な 30a 以下の農地について、除外するものです。

以上で説明を終わります。

木 村 委 員 やはり理由をつけて青から白に変更したほうがいいと思います。昔は所

有者の意識が高く、税金の優遇もあり農地として利用しているため青地に設定していましたが、今はそれが尾を引いている状態です。

会 長 流動性を考えたら白の方がいいと思います。しかし、一部分だけ青地を除外すると利害関係等がありますので、清須市の全ての青地を白にすべきだと思います。

岩 田 委 員 5 年の見直しのできるのであれば、木村委員がいうとおり白地にするのもありだと思います。

事 務 局 みなさん様々な意見をしていただきありがとうございます。事務局からお伝えさせていただきますと、この 5 年の見直しで行われる行政案件による除外をするにあたって、必要最低限の面積であることがルールとしてあります。今回の除外の案件もこのルールに則り、選定しています。5 年の見直しでどこでも白地にすることができるというわけではないです。必要最低限の面積しか除外できないことは、県や東海農政局でも言われています。

会 長 この案件の地元は星野委員になりますが、何かありますか。

星 野 委 員 特にありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事 務 局 続きまして、番号 R7-5 所在、地番、地目、面積については、5 - 1 ページの別紙のとおりです。今回計画変更にあたり、農用地区域の周辺部にあり、一場東部地区の区画整理事業により、近い将来、周辺農地と一体的な利用が困難な 30a 以下の農地について、除外するものです。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は三宅委員になりますが、

三 宅 委 員 一場東部地区の区画整理事業により取り残されるため、現在ある青地がほとんど市街化区域になってしまい、取り残されるため除外するのだと思いますが、この土地だけのことを言いますと、隣の商業施設の電気がずつついてるので、農業は難しいと思います。農地としての利用は無理だ

と思うので外していただいて大丈夫です。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きまして、【報告第 10 号】農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 2 件及び【報告第 11 号】農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 15 件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは一言お願いします。

事 務 局 農地法 4 条 2 件ございます。申請番号 R7-15、R7-16 は所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由につきまして R7-15 は住宅建築、R7-16 は共同住宅になります。R7-15 は始末書の添付、R7-16 は宮田用水の地区になります。R7-15 の担当は丹羽委員、R7-16 の担当は横井委員です。お願いします。

丹 羽 委 員 問題ございません。

横 井 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして、5 条届出になります。申請番号 R7-35、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は伊藤委員になります。

伊 藤 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして申請番号 R7-36、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は星野委員になります。

星 野 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして申請番号 R7-37、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら再転用になります。担当は鈴木正委員になります。

鈴 木 正 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして申請番号 R7-38、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は伊藤委員になります。

伊 藤 委 員 問題ございません。

事務局 続きまして 8 ページをご覧ください。申請番号 R7-39、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。
担当は堀田委員になります。

堀田委員 問題ございません。

事務局 続きまして申請番号 R7-40、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は堀田委員になります。

堀田委員 問題ございません。

事務局 続きまして申請番号 R7-41、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は本日欠席されている小島委員ですが、事前の連絡で、問題なしと伺っております。

事務局 続きまして 9 ページをご覧ください。申請番号 R7-42、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。
担当は鈴木朝明推進委員になります。

鈴木推進委員 問題ございません。

事務局 続きまして申請番号 R7-43、所在地・地目・面積は議案書の通りです。再転用事案になります。転用事由は住宅建築です。担当は伊藤委員になります。

伊藤委員 問題ございません。

事務局 続きまして申請番号 R7-44、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。担当は水野委員になります。

会長 問題ございません。

事務局 続きまして申請番号 R7-45、所在地・地目・面積は議案書の通りです。始末書添付されております。転用事由は駐車場です。
担当は伊藤委員になります。

伊藤委員 問題ございません。

事務局 続きまして申請番号 R7-46、所在地・地目・面積は議案書の通りです。再転用事案になります。転用事由は共同住宅建築です。担当は中野委員になります。

中野委員 問題ございません。

事務局 続きまして申請番号 R7-47、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は横井委員になります。

横 井 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして申請番号 R7-48、所在地・地目・面積は議案書の通りです。
転用事由は住宅建築です。担当は横井委員になります。

横 井 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして 11 ページをご覧ください。申請番号 R7-49、所在地・地目・
面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。
担当は横井委員になります。

横 井 委 員 問題ございません。

会 長 事務局の説明が終わりました。
以上のことについて、質問はありますか。
それでは、その他の農地パトロールについて事務局からお願いします。
農地パトロールについて、連絡します。
明日から農地パトロールを実施します。先に日程調整を行っていますので
ご自宅前又は集合場所からはじめていきます。
実施内容は、昨年と同様で、委員には、緑区分、黄色区分の判定をしてい
ただくことになります。回る農地は、昨年、パトロールした遊休農地、事
務局が草生え等の連絡をいただいている農地、その他も当日に皆様からも
申出ください。

なお、緑と黄色の区分については、机上配布しています写真を参考にし
ていただきますようお願いいたします。

また、昨年のように台風等の災害の恐れがある場合は、連絡をいたしま
す。その他にも体調不良等で急所、欠席する場合は、事務局までご連絡い
ただきますようお願いいたします。

簡単ですが、明日からの農地パトロールの連絡事項は以上です。

会 長 事務局の説明が終わりました。
以上のことについて、質問はありますか。
他に何かありますか。

事 務 局 事務局からあと 2 点ご連絡がございます。
9 月 5 日に研修がございますのでよろしくお願いいたします。あと、上
半期の報酬の口座変更があるようでしたら農地パトロールの際にお声がけ
ください。よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。
以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和 7 年 9 月 25 日、木曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所北館 2 階第 1、第 2 会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

以上で令和 7 年度第 5 回農業委員会を閉会します。本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後 3 時 0 0 分—

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____